

会 印 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人恵庭市学校給食協会（以下「協会」という。）の会印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において会印とは、文書に使用する協会印および理事長印をいう。

(会印の名称等)

第3条 会印の名称、形状、書体、寸法、個数、使用区分および管守者は別表のとおりとする。

(会印の保管)

第4条 会印は管守者が責任を持って保管しなければならない。

(会印台帳の備え付け)

第5条 会印を登録し、これを整理するため会印台帳（別記様式）を備え付けなければならない。

(会印の調製等)

第6条 会印の調製、改刻または廃棄は、事務局長が理事長の決裁を受けて行う。

(会印の使用)

第7条 会印を使用するときは、決裁済みの原義を管守者に提示し、承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

別表

名 称	形状・書体・寸法及び印材	個 数	使 用 区 分	管 守 者
一般財団法人 恵庭市学校 給食協会之印	古 印 体 3. 0 cm×3. 0 cm 木	1	協会名をもって 発する文書	事 務 局 長
一般財団法人 恵庭市学校 給食協会 理事長之印	古 印 体 2. 0 cm×2. 0 cm 木	1	理事長名をもつ て発する文書	//
一般財団法人 恵庭市学校 給食協会 理事長之印	篆 書 体 径 1. 8 cm 木	1	預 金 通 帳 用	//